

## 社会福祉法人センチュリー岡山 行動計画

女性活躍推進法に基づき次の行動計画を策定する。

1. 目的 職員の健康増進と生活向上、心身の疲労回復に資するとともに、年次有給休暇を取得しやすい職場づくりのため
2. 計画期間 令和4年1月1日 ～ 令和8年3月31日
3. 具体的取組 年次有給休暇取得率を全職員平均で50%以上にする。
4. 取組内容・実施時期
  - 令和3年11月～ 取得しやすい職場づくりのため、連絡調整会議などで各事業所に積極的な取得を呼びかける。
  - 令和4年10月～ 取得状況を定期的に確認し、取得が低調な職員に取得を促す。
  - 令和5年10月～ 全職員平均得率を数値化し、職場全体での取得率向上を目指す。